

## 再発防止策

### 1 事件発生からの経過

別紙のとおり（略）

### 2 事件発生の原因（総括）

この度の会員による横領事件の原因は、会計担当者に対して口頭による確認のみとなっており、預金通帳の写しを提出させることが出来ずに複数年度が経過したところである。預金通帳の写し及び原本等の確認を行っていれば、発見が早くなったものと考えられ、被害を未然に防ぐことができた可能性や被害額も最少限に抑えることができたものと考えられる。

広域的な道内において当法人の目的を達成するためには、支部設置は不可欠であり、支部運営に関しては会計を担当する者が必要となる。しかしながら、結果的には会計担当者に任せきりとなり、会計担当者以外には会計状況が把握しづらい環境に陥り、結果的に横領しやすい環境になっていたものと言える。不正がしづらい環境の整備が求められる。

なお、一連の言動に関して、社会福祉士としての倫理感の著しい欠如があったことは言うまでもない。

### 3 今後の対策（案）

対策1 帳票類の確認を徹底する。

- 領収書の原本を毎月提出する。
- 預金通帳の写しを毎月提出する。
- 現金出納帳の写しを毎月提出する。
- 以上を委託している会計事務所において月締めで確認する。

対策2 複数の担当者等による確認を徹底する。

- 各支部の会計担当者のほか支部長等により現金、預金通帳（原本）等を確認する。
- 現金、預金通帳（原本）等を確認の上、本部へ報告する。
- 以上を当該年度内に不定期に複数回実施する。

対策3 支部配分金の支払い及び使途を確認する。

- 支部の繰越金は、基準配分金（前年度）の1割以内とする。
- 当該年度における支部配分金（活動費）の支払いを複数回に分割する。
- 原則1万円以上の支払いは、口座振込とする。

対策4 社会福祉士として倫理綱領を徹底する。

- 社会福祉士の倫理綱領をテーマとした研修会を開催し倫理規範の徹底を図る。
- 各支部においても倫理綱領をテーマとした研修会を開催し倫理規範の徹底を図る。

以上について、2018年5月12日開催の第一回理事会の承認を得たものである。なお、再発防止策を踏まえた関係規程の改正及びその必要な手続き等については、企画総務委員会に附託する。

2018年5月12日

公益社団法人北海道社会福祉士会  
会長 清野光彦